

国際私法事件における

欧州共同体裁判所判決の効果

岡 本 善 八

—

歐州経済共同体の備える法制度が、わが国裁判所における国際私法事件に直接何らかの関連を持ちうるか否かの問題は、わが国の国際私法学においては、比較国際私法学として一九七三年発表の国際私法草案（要約および非要約債権）、一九七三年発効の民商事々件の裁判管轄および判決執行条約などには関心が払われるのに比して、ほとんど論及せられない現状にある。その理由が主として欧州経済共同体の団体的特質が国家と著しく異なることによること、並びにその特質につきいまだ必ずしも性質決定が定着しないことによる事からすれば、現状において軽々な断定を差し当り避けることも充分理由はある。ただ他面わが国のECとの現実の交流、さらにEC法概念が次第に普遍的に承認されつつある推移からすれば、欧州経済共同体法制のうちわが国際私法事件に関連をもつたる問題点につき暫定的ながらも何らかの判断を示すことが許される時期に立ち至っているのではないかとも考えられる。

こうした発想に立つ場合、国際私法事件の二つの問題に対応して、欧州共同体法制についても、欧州共同体法の準

拠法適格と欧州共同体裁判所判決の承認可能性の二つの点が問題となりうるが、前者については別に検討する機会が、あつたため、本稿は後者すなわち、欧州共同体裁判所判決についての民訴一〇〇条の適用または類推適用の余地、ならびに判決承認の対象とならない場合の効果を検討する事を目的とするものである。

二

民訴一〇〇条における外国判決とは、私法上の法律関係に関する訴訟につき裁判権を有する外国の司法機関のなした終局的判決を意味する⁽¹⁾。従つて本稿における題目の検討に当つては、第二〇〇条一号乃至四号の要件の充足性の有無に先き立ち、欧州共同体裁判所が私法事件につきいかなる管轄を有するか、および、欧州共同体裁判所が同条にいう外国裁判所に準ずべきものと解しうるかの二つの問題の検討が必要である。

前者については、「欧州経済共同体を設立する条約」（一九五七年三月二十五日於ローマ署名・一九五八年一月一日発効）において定める管轄規定を通じて私法事件が発生する可能性を見るほかはない。

欧州共同体裁判所の機能は、条約一六四条により「裁判所は、この条約の解釈及び適用について、法規の遵守を確保する」として定められるが、現実には極めて多様な性格が与えられ、「共同体機関の決定に対する提訴が問題となる時は、その機能は行政裁判所、時には憲法裁判所の性格を帯び、不法行為に関する訴訟に関する場合は民事裁判所に類似し、委員会による罰金に対する提訴に関しては刑事裁判所に類似する。またその背景には国際裁判所を思わせるところがあるが、その類似性は一見考えられるよりは希薄であり、むしろ国内裁判所の一般機能への類似性が強い。裁判所は、共同体成文法の発展および実行ならびに共同体法の加盟国法への結合に努めるものである」とせられるご

しかし、管轄についてもやれぞれ特異な要素をもつ。

そのいわゆる Valentine は、管轄の分類を次の二つへ分類する。⁽³⁾

〔 国際的管轄 (International Jurisdiction) 〕

欧洲経済共同体条約は、他の二共同体条約と同じく、加盟国が条約上の義務に違反するときは裁判所に提訴しうるが (EEC | 七十条、ECSC | 八九条一項、EURATOM | 四二条一項)。おもに条約の田的に関連のある構成国間の紛争が合意により裁判所に付託されるべきは、その紛争について裁判を行なう (一八三条)。また個別的事項としては、国家援助廃止に関する委員会決定の不遵守の場合の裁判所に対する直接付託 (九三条② | 一項)、一二一〇条に定める国内公益保持権の適用についての付託 (一二五一条一項) が挙げられる。

〔 共同体機関の実行行為の合法性についての管轄 (Jurisdiction over the Legal Validity of the Executive Action of the Organs) 〕

これはEEDC条約中の理事会・委員会・欧洲投資銀行などの諸機関の決定の有効性についての係争事件である。

(a) 共同体機関による提訴

EEC条約においては、理事会は、委員会の定める規則、命令、決定の有効性を裁判所に提訴し得ると共に、逆に委員会は理事会の規則、命令、決定の有効性を争いつる。この管轄は、それぞれ理事会および委員会が、なすべき決定を避けた場合に、その要請後なお一箇月経過したときにも相互に認められる (一七五条一項)。なお委員会・理事会は、欧洲投資銀行に関し、銀行総務会が行なう議決に関し、一七三条による訴を提起することができる (一八〇条⑤)。銀行理事会の行なう議決についても、定款違反を理由として一七三条の訴を提起しうる (一八〇条⑤)。

(b) 加盟国による提訴
加盟国も、理事会・委員会の拘束力ある行為の有効性を争うるほか（一七三条1項）、それらの決定義務回避についても提訴しうる（一七五条1項）。加盟国は、なお歐州投資銀行総務会および銀行理事会の議決につき、(a)に述べた他の二機関と同じく提訴しうる（一八〇条6(c)）。

(c) 個人または法人による提訴

個人または法人も、(i)自己を対象とする決定、(ii)規則の形をとる決定あるいは他人に対する形をとる決定であつても、自己に直接かつ個人的に関係のある決定に対し、無権限、手続上の違反、条約もしくはその適用に関する法規侵犯、または権限の乱用を理由として合法性の審査を要求することができ（一七三条1項）、また共同体機関が拘束力ある行為をとるよう要請された時から一箇月の期間満了まことに、当該個人または法人に対し執ることを怠つたときの提訴することができる（一七五条3項）。

② 条約の実行から生じる管轄 *Jurisdiction arising out of Enforcement of the Treaties*

条約実現の確保の基本的な責任は共同体機関にあるが、加盟国も条約の実行に主要な責任をもつことから、加盟国の実行義務違反を直接に委員会に問ひうる場合として、国家援助廃止に関する委員会決定不遵守（九三条2(2)項）、国内公益保持権の濫用についての付託（一一一五条2(2)項）のほか、加盟国の条約義務違反を認める委員会意見に加盟国が従わない場合の裁判所付託（一六九条1項）がある。個人または法人に対しては、その違反に対し直接執行性をもつ罰金を科することにより実行が確保され（八七条1項）、不服の場合には裁判所に提訴しうる（一七三条1項）。

四 条約に關係をもつ勧告的意見 *Advisory Opinions in connection with the Treaty*

国際私法事件における欧州共同体裁判所判決の効果

EECの条約ではEUは非加盟国または国際組織と国際協定を締結し得るが、理事会・委員会・加盟国は予かじめ協定の規定との両立性につき意見を求めることがでも、裁判所が否定的意見を与えたときは、EUの条約の改正と同様により厳格な二三六条の手続によらねばならぬ（二二一八条二項）。

五　国内裁判所や共同体に関する事項が問題となる場合に共同体に関する事項を決定する専属的管轄（Sole Jurisdiction to determine upon Community Matters when these figure in Cases before Certain Municipal Courts）

国内裁判所の事件において、条約または共同体機関の拘束力ある行為の効力または解釈を行なう（一七七条）。国内裁判所が最終審でない場合でその裁判所は条約違反の有無の判断または解釈を行なう（一七七条）。国内裁判所が最終審のみの裁判所でも解釈を行なう場合は併存的であるが（同条二項）、内裁判所が最終審のときはEC裁判所のみが専属的管轄をもつ（同条二項）。

- (一) 三浦正人「外国判決」（国際法辞典、一九七五年、八四頁）、沢木敬郎「外国判決の承認ならむに執行」（山田・沢木編、国際私法講義、一九七〇年、一四六頁）。なお、池原率雄・国際私法、経済法学全集（二〇卷、昭四二）、三八六頁、三井哲夫、「外国判決承認の要件」としての外国裁判所の管轄」、衆議院法講座（昭四二、昭四三、七五頁）、海沼洋美、「外国判決の承認・執行」（山田・沢木編、国際私法演習、昭四八、一一〇頁）、池原率雄・海外判例回観（昭四二）中、矢ヶ崎第八五項、三ツ木第六大項、池原第八七項四評釈など参照。
- (二) A.Campbell, Common Market Law, vol. 3 1973, p.307 など A. M. Donner, 81 Law Guardian 7 (June 1972) など
同様に多巻出の回観として P. S. R F Mathijssen, a Guide to European Community Law, 1972, p.151; D.G. Valentine, The Court of Justice of the European Communities, vol. 1 1965, p. 9.
- (三) D. G. Valentine, ibid, p. 9. ただし本稿はその「EUとEUの条約関係と監視」として叙述する。Lipstein, The Law of the European Economic Community, 1974, p.313. も共同体裁判所は、EUの条約、EUROATOM条約の二つの条約上の管轄を持つが手続が同一であるが、其管轄が重複する場合があるから、EUの条約について確認されれば充てんとする。
- (四) Anthony Parry and Stephen Hardy, EEC Law, 1973, p.33. の掲載の管轄表によれば、次の管轄が認められる。

E E C条約上のE C裁判所管轄

条約条文	管 轄 事 項	原 告	被 告
9 3 (2) II	国家援助廃止に関する委員会決定不遵守による169条170条の付託	委 員 会 お よ び 利害関係国	加 盟 国
157 (2) III 〔併合条約19 ・10条参照〕 1 6 0	委員会委員の 160条による罷免および年金受領権喪失	理 事 会 お よ び 委 員 会	(委員会委員)
1 6 9 1 7 0	加盟国の条約上の義務違反 〃	委 員 会 加 盟 国	加 盟 国 加 盟 国
1 7 2	規則に定める制裁権	(すべての者)	(委 員 会)
1 7 3 I	理事会および委員会の拘束力ある行為の合法性審査	加 盟 国 理 事 会 委 員 会	理 事 会 委 員 会
1 7 3 II	原告に向けられた決定または原告に直接かつ個人的に関係ある決定についての合法性審査	すべての自然人 お よ び 法 人	理 事 会 委 員 会
1 7 5 I	行為実行義務違反	加 盟 国 他 の 共 同 体 機 関	理 事 会 委 員 会
1 7 5 III	原告に対してなされるべき行為の実行違反	すべての自然人 お よ び 法 人	理 事 会 委 員 会
1 7 7	中 間 判 決	(国内裁判所)	
1 7 8	215条IIに定める共同体の不法行為責任	(すべての者)	(共同体機関)
1 7 9	共同体と使用人との紛争	(使 用 人 お よ び 共 同 体 機 関)	(共 同 体 機 関 お よ び 使 用 人)
1 8 0	欧州投資銀行に関する管轄	—	—
1 8 0 (a)	1 6 9 条 の 訴	銀 行 理 事 会	加 盟 国

国際私法事件における歐州共同体裁判所判決の効果

180 (b)	173条の訴	加盟國 委員會 銀行理事會	銀行總務會
180 (c)	銀行定款21条(2)、(5)、(6)および(7)の手続違反による173条の訴	加盟國 委員會	銀行理事會
181	共同体の名において、または共同体のためにする契約に関する仲裁條項による管轄	(すべての者) (共同体機関)	(すべての者) (共同体機関)
182	合意による紛争付託	加盟國	加盟國
184	規則の適用除外の抗弁	すべての者	理 事 会 委 員 會
225 II	防衛など国内公序に関する223条・224条の濫用による169条・170条管轄	委 員 會 加 盟 國	加 盟 國
228 (1) II	新たなる国際協定の条約違反の有無に関する意見	(理事会・ 委員會・ 加盟國による付託)	—

II

以上のうち、まず一六九条および一七〇条の、加盟國の条約上の義務違反に関する管轄 (recours en constatation de manquement, the action against Memberstates for failure to fulfil an obligation) は、この規定がない場合には管轄をもつての国際司法裁判所のどとき他の国際的裁判所の管轄を排除する点で (三一九条)、それ自体国際的裁判所としての性格が認められないではないとせられるものであるが、その手続は一六九条と一七〇条により

若干異なり、前者については条約の適用確保についての監視機能をもつ委員會の主要な職務に基づくものとせられ、みずから加盟國義務違反の意見を発表した後、意見に従わない場合は裁判所に提訴し、一七〇条により加盟國が提訴をなす場合も、委員會の審理前置主義を採用することから、

国内裁判所としての性格を離さなければならないではない。ただこの場合の手続は、必ずしも訴訟事件である必要はない。明確でない問題点の解釈を得るためにその手続が採られるべきである、⁽³³⁾ その不履行に何らの制裁を課せられ、また共同体の成功を基本的に加盟国の積極的善意にからしめるという原則を反映し、一七一条における判決は論理的な効力をもつてゐないとせられる。⁽³⁴⁾ この判決については、民事事件の判決でなくした論を述べたが、民法1100条の問題は生じないわけだが、加盟国の義務違反が48/65 *Lütticke v. Commission*, Rec XII 27, [1966] CMLR 169 のドラマの輸入乳製品の取引税、2 & 3/62, *Commission v. Belgium and Luxembourg*, Rec. VIII 813, [1963] C. M. L. R. 199 のようが入ケーキにての一一条の輸入関税関連事件等々に属するべく、結局・行政法規の条約違反に関する、それが民事無効をめたる公法における場合の準拠法適格性について、純理論的な問題ながら問題がなじではない。この判決は、その義務違反が、加盟国の憲法上規制力をもたない機関によるか否かにかかるかわらぬかわらぬかの問題⁽³⁵⁾、第三国との立場から当該国の憲法裁判所の法規無効をめたる判断と同種のものと断定すべからざりて若干の躊躇が感ぜられるが、この制度が個人が加盟国の義務違反を問いつて一七七条と共にあるものであると解する余地もあり、後者の場合第三者として法規無効と判断すべきであるとの立場に立てば、一六九条・一七〇条の判決は加盟国法規の実効性判断に繋がるべくの一基準と解すべきであら。

- (1) K. Lipstein, *The Law of the European Economic Community*, 1974, p.313.
- (2) P. S. R. F. Mathijssen, *ibid.*, p.153; A. Parry and S. Hardy, *EEC Law*, 1973, p.95.⁽³⁶⁾ 本条は、一五五条の扱ふる特質令の条約の特權(watchdog)としての職務のための申請だつてある。
- (3) A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p.94, 11-01,
- (4) D. Lasok and J. W. Bridge, *Introduction to the Law and Institutions of European Communities*, 1973, p.157; Lipstein,

ibid. p.315.

(e) 48/TI Commission v. Italy, [1972] C. M. L.R. 699.

(o) A. Parry and S. Hardy, ibid. p.95. 11-02.

条約 171 条は、理事会在条約に基づいて定める規則による制裁によりEUの裁判所に管轄権を付与する。理事会の規則制定権は、農業政策（四二条（2）（三項））、労働者の自由移動（四九条）、競争規則（八七条（1））、国家援助の許可（四九条）のはか、共同体田畠のための適切な措置（一一三五条）に關し認められるが、現在、刑罰を伴ない、裁判所の完全管轄権が認められるのだ、競争に関する Regulation 17/62 (J. O. 1962, 204)、運送に関する Regulation 11/60 (J. O. 1960, 112)、運送部門競争に関する Regulation 1017/68 (J. O. L 175/1) のようにある、最初のものは八十七条、第一のものは七九条、最後のものは七五条および八七条にそれぞれ関係あるものである。⁽³⁾ 外国刑事判決は内国で承認する制度ではなく、ただ刑法五条に關し、外国における刑の全部または一部の執行がなされている場合の減輕または免除に該当するかの問題が生じるにかかる。⁽⁴⁾ EUの裁判所を国家裁判所に準ずべきある立場に立てば肯定すべきである。

(1) 金管轄権 (unlimited jurisdiction) とは、トロバヌ語の *pleine jurisdiction* の訳語である、單に取消を求める語のいふべきだれた管轄の権限対比される。完全管轄権に付記されるときは、裁判所は罰金の徴収権・他の類似の裁判権を有するのみならず、委員会のなした罰金を科した判決の効力についても判断しうる。申立人は一七二三条に掲げる四つの不法性や原因として申立てをなしうるほか、一八四条の手続をとることを許されね。

- (e) A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 102, 12-03.
(o) 11 頁出べ 国上管轄権八四頁。

一七三条に定める理事会および委員会の拘束力ある行為の無効宣言を求める訴 (Action for annulment) は、一八九条に掲げる四つの理由により規則・決定など拘束力ある行為の無効宣言を求める訴であり、フランス行政訴訟手続きの影響を受ける制度である。⁽¹⁾ この判決は法規の無効確認を求めることを目的とするから、民事判決としての承認の対象とならず、規則・決定の準拠法資格の有無についてのみ問題となることは、一六九条ならびに一七〇条事件と同様である。一七四条は、⁽²⁾ 「請求に理由あると認めるときは、裁判所はその行為の無効を宣言する」と定めるが、規則については必ずしもすべてが無効となるものではなく、裁判所は必要と考えるときは無効部分を限定指示し得ると解せられ、命令および決定についてはすぐには及ぶとせられる。⁽²⁾ 裁判所により行為が無効と宣言せられるときは、その機関は判決の執行に要する措置を執らねばならない（一七六条）。裁判所は完全管轄事件でない限り排除される措置に代わるべき措置をみずから命じ得ないのであり事項の措置を機関に付託することである。⁽³⁾ この判決は、ともかく行為自体について無効が宣言せられ（一七四条）、付隨的に原状回復義務を生ずしめ（一七六条）⁽⁴⁾ 、その行為の廃止を必要とし、確認ならびに反覆が禁止せられるのであるから、⁽⁵⁾ その行為について准拠法資格が問題とされる場合は効力が認められないと解せられることとなる。

右と同様に共同機関に対する訴であっても、条約上の義務に違反する不作為に関する一七五条の訴は、拘束力ある行為の実行義務に限らず、例えば委員会が条約上の義務としての理事会への提案を怠るがんとき場合も包含するとし、⁽⁶⁾ 48/65, Littick v. Commission, Rec. XII 29 [1966] C. M. L. R. 378 の一般的結論として、機関自体が実行拒絶について立場を表明した場合は、同条の不作為は止むとの裁判所の見解などを考慮する場合、准拠法資格に影響を及ぼす場合はばとんじないであらう。

- (→) A. Parry and S.Hardy, *ibid.* p.104.
- (∞) P.S.R.F. Mathijseen, *ibid.* p.161. 裁定より引いて the blue pencil rule を擲げやム。 Lipstein, *ibid.* p.320.
- (∞) Mathijseen, *ibid.* p.161.
- (+) EEC Commission v. EEC Council (1971), XVII 263, 279 (59-60); [1971] C.M.L.R. 335.
- (+) Bode v. EEC Commission (1971), XVII 465, 476 (12)
- (∞) Lipstein, *ibid.* p.320
- (+) エネルギーの供給の規制に関する規制をもつておるの仕事の規制をもつておる。 56/64 and 58/64. Etablissements Costen S.A. and Grundig-Verkaufs-G.m.b.H. v. EEC Commission, Rec. XII 429, [1966] C.M.L.R. 418 がやいだ規制的規制代理権認定の規制をもつておる。 これが規制するべきは規制の範囲をもつておる。 ルーベルの電気会社の規制の範囲をもつておる。 一方大企業や四〇二〇年規制法が規制するべきは規制の範囲をもつておる。 もとより、十四條に譲る限りで「規制」やなへ「規制」よりこの規制をもつた規制が規制するべきである。 D. Lasok and J.W.Bridge, *ibid.* p.164; Berthold Goldman, European Commercial Law, 1973, p.242, n. 531; Neil Elles, Community Law Through the Cases, 1973, p.155.
- (∞) Mathijseen, *ibid.* p.162, 3-57
- (∞) A. Parry and S.Hardy, *ibid.* p.115 14-07

七十條による裁判所による規制（Preliminary Rulings）の権限は、直接訴訟当事者に拘束力を与へるべきのではなく、一大四條に定める歐州裁判所の職務実現のため極めて権限の範囲の一大である。 26/62, Van Gend en Loos v. Nederlandse Administratie der Belastingen, 6/64, Costa v. ENEL など、以上の法の特徴としての優先性、直接適用性などは闇かに重要な理論が権限をもつておる。 その範囲を憲法上で規定する。

但し、上記判決を行なつた事項について次のとおりである。

- (∞) 「上の条約の解釈」、(+) 「共同体の機関が執行に為の效力及ぶ解釈」、(∞) 「規制の仕事の規制」、(+) 「規制の仕事の規制の規制」としての上の条約がある規制の規制の解釈」、の三つの問題が、これらが加盟国の裁判所

所の繫属中の事件の決定のため必要となるときは、その国の最上級審裁判所については義務的に、それ以外の裁判所については任意的に、EC裁判所に対し解釈の付託をなすこととなる。⁽²⁾このうち（c）については理事会によるかかる機関設置権限は一七五条に求めるほかはない。しかかもその設置は理事会の拘束力ある行為によるから、実質的には（c）に属する事項であり、「規程にその旨の定めある」⁽³⁾とは無用の規定であるとか、実際上そのような規程が国内事件や問題となるのは、適用法規が国内法である事件にあらわす機関が裁判権免除を主張するがことを極めて例外的な場合である。⁽⁴⁾批評がなされており、実際上問題となるのは、（a）および（b）の場合である。

この管轄におけるEC裁判所は、各国憲法裁判所と類似した地位をもつが、なお次の二点が重要な特異性があるとするべくね。

（1）客観的解釈義務

一七七条の基本的構想は、各国の裁判所においては、通常同一の機関により行われる法の解釈と適用の一機能を、それぞれEC裁判所と各国裁判所に分担せしめ、前者については特にEC法の解釈の統一の実現を通じ、後者については具体的な事件につきEC法をも含めた法の適用を通じて、EC法の統一的な実効性を確保しようとするものである。⁽⁵⁾ EC裁判所は一七七条に關する最初の事件であり、条約八五条に關連する、13/61 De Genius v. Bosch, Rec VIII 89, [1962] C. M. L. R 1 事件において、裁判所が一七七条により決定したのだ。条約の適用ではない、解釈の権限のみやむ不得のものである。その適用は加盟国裁判所に委ねられる旨を示す。その後、6/64, Costa v. Ente Nazionale per l'Energia Elettrica (ENEL) Rec. X 1141, [1964] C. M. L. R. 425 にも踏襲されなければならない。

かくとも解釈について、共同体法自体についてのみ、条約の精神、文脈、配置によつて、その意味を取らねば

国際私法事件における欧州共同体裁判所判決の効果

ムルガベのドロー (joint cases 28-30/62 Rec. IX 75)、外國國民被りヒトドリの適格性 (100/63, Rec. X 1121)、国内法と共同体による採られた措置との抵触 (30/70, Rec. XVI, 1206 (4); 10/71, Rec. XVII, 729 (7)) ハシヒトドリ、七十条においては直接判断つ體か、やむに国内法の解釈めだつ體なこ (78/70 Rec. XVIII 487) ハシヒトドリ、国内法の效力、解釈をEC裁判所の管轄の外において厳格な立場を維持するハシヒトドリ、⁽²⁾ 国内事項と認する問題国内事項とし幅度の尊重を示し⁽³⁾、また各國裁判所の解釈付記手続に關つて、国内裁判所が具体的事件の判断にあたる質問をなした動機・妥当性ヒトドリもEC裁判所の評価外の問題ヒトドリ (26/62, Van Gend en Loos, Rec. IX 22; 56/65, Ulm, Rec. XII 357)、各國裁判所の質問の方角 (13/61, Bosch, Rec. VIII 102)、具体詮判決のための質問の必要性 (56/67, Rec. XII 357)、右記をなすヒトドリの国内裁判所の管轄の有無 (19/68, Rec. XIV 698) などヒトドリは平穡つ體なこ⁽⁴⁾ として、各國司法権への介入と見られる危険ある場合に極めて限定的な態度を探つてゐる。要するに、国内裁判所が各箇に、行なうことには難点が生じる共同体法の客観的解釈を共同体機関の独自の立場で行ない⁽⁵⁾、しかも極端に言えども、おだるものは抱ほおとむこえる寛容な受け入れ姿勢により⁽⁶⁾、共同体法の解釈統一の確保を推進すると共に、共同体法の立場から各国内裁判所の共同体法の適正な適用義務について攻撃的とも思へる積極的見解を表明するが⁽⁷⁾、その反面での実行については各加盟国の善意に由縦委任するヒトドリの現状の客観的認識に立ちながら統合への推進力ヒトドリの巧妙な態度を示してゐる。

(1) 付 託 権 者

条約一七七条二項は、国内裁判所で再終審でなこものにてか、任意的に裁判所に解釈付記するこを認めん。これは共同体法の意義ヒトドリの議論が長びくこと、およびこは解釈の誤りを論証の初期の段階で防止し、迅速な解決を与える

うる点に妙味があると共に、下級審の裁判官にも共同体法の運用に直接かつ積極的に参加せしめるにとどまり共同体法への自覚をうながす利点があるとせられる。国際司法裁判所が単に政府間の関係を通じて国内組織とながるのに比べて、直接に国内の下級裁判所との間の接触をもちながら、共同体法と国内法の相互浸透がなされてゆくのであって、共同体法の真の形成のために、両者を結ぶ「大憲章」(Magna Charta) ひとりの重要な役割をもつとせられる。⁽¹²⁾

次に同条三項は最終審である国内裁判所は、共同体法の解釈につき疑義あるときは、EC裁判所へ付託すべきこととを義務付けている。従来でもなく、各國最終審裁判所における共同体法の解釈の誤りは、その国において一国的規模において採用される可能性があり、また各國の最高裁判所における意見の相違として法律衝突現象が発生するのを防止するためである。第三項については、国内裁判所に付託が義務付けられることから、その「このよかな問題…が、…提起され」る場合の内容につき特に多くの論議を呼んだとせられ、⁽¹³⁾ これについては Gaudet の意見のむかへ裁判所の裁量を許さずすべてが付託されるべきものと解するものもあるが、多数説は、当事者間、当事者と内国裁判官との間、あるいは当事者または裁判官がEC裁判所の先例と異なる見解をもつ場合などにおいて、国内裁判官が判断を下すために必要であると判断する場合にのみ付託すれば足るとせられる。⁽¹⁴⁾ この場合国内裁判官としては、共同体法の「適用」の任務があることから、当該事件の関連性 (relevance or pertinence) を見ると共に、彼自身の疑問の有無でなく、すべての加盟国において適用せられる法を運用するにいた念頭において問題が存在するか否かを判断すべきであるとせられる。⁽¹⁵⁾

条約では、一七二条、一七三条一項、一七五条三項、一七八条、一七九条、一八一条、一八四条などにおいては、共同体法に直結する事件として個人に提訴権が認められないの

国際私法事件における欧州共同体裁判所判決の効果

は、EUの条約の場合に比較すればEUのが中央集権的機構をもたず、条約および機関の行為の High Authority により直接実現せられ、国内法や国内行政機関を通じて実現せらるることは少なかつたのに対し、EECにはより緩やかなやや権力分散的団体であり、ここでは国内裁判所や国内行政機関において条約および機関の行為の解釈が問題とされることが、任意的とは云ふべく級審についてもEC裁判所に付託が認められる理由といふべきおり⁽³⁵⁾、その反面EC裁判所の機能維持のための負担軽減が個人の付託権を認めない基本的理由として考慮せらる、同時に濫訴の防止をも考慮しているといふよう。あたEC裁判所の手続開始後においては、（一）国内事件における当事者はみずから手続の停止または付託の撤回をなし得⁽³⁶⁾（13/61, De Geus v. Bosch, Rec. VIII 89, [1962] C. M. L. R. 1）（ロ）第3者の中間判決に介入し得⁽³⁷⁾（6/64, Costa v. ENEL, Rec. X 1141, [1964] C. M. L. R. 425）（ク）国内事件の当事者は、国内裁判官の提出した質問の内容を変更し得な⁽³⁸⁾（すぐて当事者の自発性は排除され、当事者は意見表明のため出席の機会が与えられることがあるにすぎない）。この意味において、事件は非訟事件に近いものとも解せらる、少なくとも当事者に対しては直接拘束力をもたない⁽³⁹⁾。

（III）判決の効力

（i）国内裁判所に対する拘束力 EC裁判所の一七七条による判決がその事件を付託した国内裁判所を拘束するかについては、一八七条事件と異なり明文の規定はなく、条約の本質をいかに解するかの理論によるが、少なくとも付託した裁判所はEC裁判所のEC法の解釈に従わねばならないといふ点での拘束力は多数説により認められているといふべき⁽⁴⁰⁾。

（ii）先例拘束性の有無 ヨーロッパ大陸系の裁判所は從来英法系の先例拘束主義（rule of precedent, stare

decisis) を採用しないが、EC裁判所も創設六箇国のために範を採り、先例拘束主義を採用しないものと説かれており、これは各国の憲法裁判所と同じく単審制を採るが故に、審級の経過によってではなく、時間の経過に応じて妥当性ある新たな法理論の発見を任務とするといつてからも合理的と評価されているものである。⁽²⁵⁾ 学説として将来のすべての事件を拘束する対世的効力 (*valid ergo omnes*) をもつて解する説もあるが、⁽²⁶⁾ 多数説は特定事件についての限定的効力 (*valid quod casum*) をもつているが、本来の事件に対しては単なる先例にすぎないと解する。⁽²⁷⁾

以上のEC裁判所の一七七条判決の特質をみるとあれば、これが既語1100条の外国判決が意味する、事実を前提とした当事者に拘束力を付与する法適用の結果と異質のものであることはさうまでもない。ただこの判決が、本来加盟国裁判所をその事件については拘束するとの立場に立つ場合に、これを無視し、或はこれを修正した加盟国国内判決を、民訴1100条の立場からの承認すむことと支障がないかの問題と、先例拘束性を有しないとしても判例法として確定した解釈が認められる場合に、わが国裁判所においてEC法の適用がなされる場合にかかる判例法に依拠すべかの問題が生じよう。前者については、一般の外国判決についてその国の憲法の適用を明らかに誤っているが判決が確定している時は承認するほかはないと立場に立つならば加盟国判決を承認するほかはなく、後者については、かかる場合は判例法としてのEC法が定立せられたものと解すべきこととなる。

(1) A. Parry and S. Hardy, *ibid.*, p. 119.

(2) 1973年の付託手続が A. Campbell, Common Market Law, vol. 3, 1973, p. 310 によれば、Donner 請求による付託手続が用いられたのはこの場合である。

我が國内裁判所の書記局からルクセンブルグのEC裁判所の書記局に付託決定書を送付し、EC裁判所は付託決定書の副本を、(a) 本来の訴訟当事者、(b) 委員会、時に理事會、(c) 加盟国政府に送付し、二箇月内にそれらの意見書の提出を求める。訴訟当事者は通常この

国際私法事件における欧州共同体裁判所判決の効果

- (ア) 権利を行使するが、専門会は覚書の提出のみにならば、各國政府が行うべき手続を採らなければならぬ。国内裁判所は関連書類を送付するが、ECJ裁判所は書類の提出を請求しないものである。専門会は裁判所の付託状況書など、あるいは別の機関による結論を示唆するものがある簡便後記、口頭審問が開かれ、そいで上院の利害関係人はそれやれの見解が反覆され、最終的なことは確定する。その後検察官が意見陳述した後、裁判官が判決を下す。通常ECJ裁判所の付託が承認された後で、それが他の手続に於ける優先的取り扱いとなる。
- (イ) A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 122, 15-08.
- (ロ) Pierre Pescatore, Interpretation on Community Law and the Doctrine of "Acte Clair", Legal Problems of an Enlarged European Community, ed. by M.E. Bathurst, K.R. Simmonds, N. March Hunnings and Jane Welch, 1972, p.34; Campbell, ibid. vol. 3, p.309; Nicole Questiaux, Interpretation of Community Law, Legal Problem of an Enlarged EC, p.48.
- (ハ) P.S.R.F. Mathijssen, ibid. p.165; A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 122.
- (カ) Mathijssen, ibid. p. 165
- (ク) Willy Alexander, The EEC Rules of Competition, 1973, p. 51.
- (メ) 専門会はECJの規則によってはPescatore, ibid. (an Enlarged EC) pp.32-33 が、他の共同体についての適用性をもつて一般に適用されるべきが必要であるが、また正文が數々困難であるから特有の解釈技術を必要とする、それが永久的機構であることから立法過程で得られた事態が発生すべきに於ける解釈が創造的役割を果たさねば、通常の国内裁判所で用いる客観的解釈と異った意味で用ひるべきとする指摘である。
- (オ) Donner はECJ裁判所は、国内裁判所が既に適用問題についての質問を提出した上で直ちに採り扱うべきであるとして、解釈問題だけを取扱うべきであると主張する。Campbell, ibid. vol. 3, p. 309.
- (カ) Campbell, ibid. vol. 3, p. 374, § 6.351; Pescatore, ibid. p.36 note (21).
- (ハ) C. J. Mann, The Function of Judicial Decision in Economic Integration, 1972, p. 401; Berthold Goldman, European Commercial Law, 1973, p.22.
- (シ) 本論題はECJの規則によっての解釈について A. Parry and S. Hardy, ibid. p.125 が、(ス) 国内問題を含む

訴訟手続 (in interlocutory proceedings) に於ては學説はほとんど一致して付託權を認めるが、(ii) 仲裁判手続については、仲裁判機關は当事者对立の裁判所でない。仲裁判所は國內判例とはならないから認められないとするのがEC裁判所の見解である。それらの基準が充ちれば、例えども Scheidsgerecht が常識であつて、事實上訴訟手続に従ふる、法を適用する場合に認めないと (61, 65, Widow Vaassen-Gübel v. Beambtenfonds, Rec. xli 377, [1966] C.M.L. R.508)、(iii) 告訴權者は、國內裁判所裁判官のむだ個人の告訴が許されねばならぬのが、EC裁判所の態度であるが解釈しつゝは個人の告訴を拒否すべき理由はない、などを指摘する。

(25) Pescatore, ibid. p. 45.

(26) Zuccala, Di una forma d'interpretazione giurisprudenziale autentica delle leggi, *Giurisprudenza Italiana* (1959) IV, Coll. 134-144. (quoted by D. Lasok and J.W.Bridge, ibid. p.188, n. 9.)

(27) Pescatore, ibid. p.46; N. Catalano, *Manual de droit des Communautés Européennes* (1965) p.88, (quoted by D. Lasok and J. W. Bridge, ibid. p. 187, n. 8.) Donner, "28-30/62, Da Costa en Schake case [1963] C.M.L.R. 224 142-143" । 141条に規定する「回種の問題が必ず裁判所によって明確に決定せねばならぬ場合は同一内容にてこの規則に記載する機関の権限に付託の義務はない」、英國裁判所はその先例による判決が「E.C.J.裁判所による判決に拘束力を認めない」という原則である。E.C.J.裁判所は先例による判決が不適であると考へるときは、このでも新たな判断を下さるべきである。各國裁判所は、他の事件によつて与えられた解釈を採用する事は自由であるが、採用の義務はない。独直にE.C.J.裁判所に対して解釈の付託を行なつたものである。他の意味では付託事件における英國裁判所を拘束するが、他の事由によつては道義的效果が生じる可能性がある。Donner, ibid. (Campbell, ibid. p. 310)

条約一八四条は、一七三条によるEC機関の行使無効の訴の提起期間経過後においても、個人および法人に対し、機関の行為の違法性の故に、その特定人についても適用せられるべきの判断を終めるべく、違法性の抗弁 (The Defence of Illegality, The Plea of Illegality) を許すもの。わだね規則のものに一般的効力を争つむのではなく、違法な規則の適用から特定人を保護するものである。本条は、その用語、内容からして、E.C.J.裁判所において他の条文による係争事件がある場合に適用される限定的効果しかもたらすことせらる。わが国からすれば、判決の承認としてはなり得ないが、かかる抗弁が常に同一の規則について認められるときは、規則の一般的な無効の訴がないともいふべきである。この規則の現実的妥当性が失われ準拠法資格が認められたらしくない。

国際私法事件における欧州共同体裁判所判決の効果

(一) 一六四条の「ふたなんの規則」(any party) は共同体規則、あるいは加盟国が包含せられた規則について D. Lasok and

J.W.Bridge, *ibid.*, pp. 166-167.

(v) Mathijssen, *ibid.*, p. 166.

II

一七二条に掲げる完全管轄のほか、条約は次の三つの場合に完全管轄 (Plenary Jurisdiction) を認める。

(一) 契約責任 一八一条は、「共同体が締結するか又は共同体のために締結される公法上又は私法上の契約に含まれる仲裁条項に基いて裁判を行なう権限」を認め、かつその準拠法については一一五条一項において「共同体の契約上の責任は当該契約に適用される法律により決定される」とある。共同体と加盟国国有化電力局との契約のような公法上の契約のみならず、私法上の契約全般について⁽¹⁾「仲裁条項」ある場合の管轄が認められる⁽²⁾。本条は「公法上の契約」を含めるが、一八三条の「共同体が当事者である係争は、この理由により国内裁判管轄権から除外されることはない」の規定に対する特則としての意味をもつしかねぬ。公法上の契約と形式的に考慮される民事裁判にまじむものを意味する⁽³⁾。また「仲裁条項」 (arbitration clause, clause compromissoire) は、本条の管轄が国内裁判所への上訴を認めず、終局的拘束力ある判決をもたらす特有の意味をもつにぬかねば、一般的用語としての仲裁であるかの誤解を生じる危険がある用語であるが、契約準拠法に関する一一五条の存在からみると内容的には合意専属管轄条項を意味する⁽⁴⁾と考えるべきであらう。従つて執行については、加盟国所在のEC財産の執行については、EC裁判所の承認を必要とする点で留意すべき点は残るが、本質的にはわが民訴100条の対象としての民事判決としての性質を備えてゐる。

(ii) 非契約的責任

条約一七八条は一一五条二項に掲げる損害賠償に関する管轄を認め、一一五条一項は実体的規定として、「契約上のものでない責任については、共同体は、構成国の法に共通な一般原則に従って共同体の機関又は使用人がその任務の遂行に際して与えた損害を補償しなければならない」とする。不法行為以外の不当利得および事務管理も本条の管轄に服するものと考へられるが、⁽³⁾「不法行為以外については一般に言及せられていない。

(a) 過失 一一五条一項はECOSOC四〇条のいふく“Faute de service” よもや “Faute personnel” というフランス行政法上の二つの過失を区別して賠償責任者を異にする扱いをせず、過失という用語自体をも用いていないが、共同体および任務遂行に関する使用者の責任について一般的に過失を要件としているものと解されてくる。⁽⁴⁾なお、その要件を緩和すると解する余地はあるが、無過失責任を課してもよいとするひとまでは疑わしいとする。(b) 損害 損害は、現実的であることを必要とし、例えば 5,7,&13-24/66 事件では、委員会が誤って課徴金を支払った者、穀物輸入を許可し、その後誤りに気付いて課徴金を課した場合、(イ) 事實上穀物を輸入し課徴金を支払った者、(ロ) 課徴金なしで輸入した穀物の転売契約を撤回した者、(ハ) 課徴金が課せられた時いまだ契約を締結していない者、を区別し、ECO裁判所は、(イ)については国内の行政上の救済手続を尽したことを証明する場合は支払い済みの課徴金を回復しうるが、(ロ)については契約による期待利益は回復し得ず、転売の相手方に対しても負う責任の範囲で回復しうるが、(ハ)については認められないとする。⁽⁵⁾ (c) 行為 共同体の行為があることは当然であるが、機関の拘束力ある行為についての違法性、不適法な却下行為のとき行政処分の違法性などが考えられる。⁽⁶⁾ このうち、前者については規則などに關し一七三条による無効の判決がなされていないにもかかわらず本条の訴を起しう

るか、あるいは一七三一条あるいは一七五条による提訴の事実が本条の提訴を妨げるかにつき議論があるが、本条は私人の利益保護のための独立の手続であるとされている。⁽¹³⁾ (d) 違法性 違法性については 4/69 事件を示すじんへ一七三一条訴訟の四つの原因よりもはるかに法義のものを意味し、(e) 因果関係 因果関係については、直接因果関係(a direct link)が必要であり、その結果が遠ずあるのではいけないとせられる⁽¹⁴⁾

以上の一七八条事件は、準拠法である「構成国の法に共通な一般原則」につき、構成国において行政手続上の特殊な扱いがなされるとして私法理論によつて決定せられるとも問わず、ひらく国家の不法行為責任に関する法規を意味するべきせられるところから、また前述のじんへ一七三一条訴訟、一七五条訴訟との関連が論ぜられる場合があることからみて、本事件の判決はすべてわが民訴第1100条の意味する民事判断であるとはいえない。従つて一七八条事件が承認の対象となりつるか否かについては、わが国としては、やいどそれが例えば会社の不法行為責任と基本的に同一じうかという私法性についての判断が必要であり、かかる私法性をもつものについてのみ、民事判断としての資格が認められよう。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾

(iii) 共同体公務員の労働事件

一七九条管轄は、契約に関する一八九条管轄の特殊な場合やおふとせられるが、共同体公務員の雇傭関係は公法上の関係であり、訴訟上の防禦の権利も行政法上の一般原則に従つべきものと解せられてゐる。共同体公務員の雇傭条件は Regulation 31 of 1962 および Regulation 258/68 が適用されるが、その九一条(1)の第一文では、実質的には一七三一条、一七五条の事件について管轄を認めるが、第一文では Regulation 31 の定める事件やより金錢的性格をもつ紛争(disputes of a financial character)についての完全管轄權を認めてゐる。逆に、共同体公務員の共

国際私法事件における欧州共同体裁判所判決の効果

共同体に与えた個人的責任については条約一一五条三項の規定すむじんべー、職員規定 (their Staff Regulations) がたは雇傭条件に適用される規則を定める規定により規律せられ、ECC裁判所の完全管轄に服する。⁽²²⁾ 従来の事件の多くは、⁽¹⁹⁾ 僱用者の試用期間経過にともなう身分保障に関するものであるといふかくも推測しうるようだ。わが国における承認が生じる可能性はほとんどないが、民事事件の先決問題に關して、あることは一一五条三項のひととき公務員に対し損害賠償が認められる場合、あるいは労働関係につき共同体に対する損害賠償が認められる場合は、⁽²³⁾ 執行免責の問題は残るが、わが民訴二〇〇条にいふ民事判決に入るといえるのではなかろうか。

- (1) D.G. Valentine, The Court of Justice of the European Communities, 1965, p. 324.

(2) Mathiesen, ibid. p. 169. たゞ同体がなかで仲裁請求を認められ多べの紛糾を処理し得る所としてEUROPEAN COMMUNITY条約第10条に規定する。

(3) C.J. Mann, ibid. p. 87; A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 416.

(4) Lipstein, ibid. p. 321 が「ナショナル」、「ナシオナル」の如きは「contrats administratifs」又「contrats privés」の凶詞を採用しながら、この点の扱いは裁判所の本職と類似する。

(5) A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 418.

(6) Lipstein, ibid. p. 325 が「ナショナル」の如きを「clause submitting to the jurisdiction of the Community Court」の如きと認定する。Campbell, Supplement 1973, p. 387. も「ナショナル」の如きを「jurisdiction」if such jurisdiction is conferred on it by a clause in the contract として認定する。契約権拡張法は、EC裁判所が加盟国にねらへて裁判を提起した結果、法律衝突の問題が現出するに至る。

(7) Protocol Concerning the Privileges and Immunities of the ECSC, EEC and Euratom, Art. 1.

(8) A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 407, 36-14; D. Lasok and J.W. Bridge, ibid. p. 168. 懸念せば、法院の権限をめぐるこの問題が不法行為の如きの訴訟によっても問題となる。

(σ) A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 408. 斯摩米海社立アホルト社安だめトスル' 5 , 7, 13-24／66, Kampffmeyer v. Commission, Rec. XII 317; 5／71, Aktien-Zuckerfabrik Schöppenstedt v. Council, Rec XIX 975.

(Ω) A. Parry and S. Hardy, ibid. pp. 409-410.

(□) Lipstein, ibid. p. 323.

(△) Mathijssen, ibid. p. 168; Lipstein, ibid. 324; Lütticke v. Commission, 17 Rec. 325, 337 (6); Zuckerfabrik Schöppenstedt v. Council, 17 Rec. 975, 984 (3),

(○) A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 413, 36-24.

(□) Lipstein, ibid. p. 323, n. 3

(△) 異バツイ 111回案(1項の「出稼の遅延に監つて」)と闇か心地の事件へヤハヌ 5／68, Sayag v. Leduc, Rec XIV 575, [1982] C.MLR.12 とハナカネ、輸送田シヤの者の個人所有の自動車を運転して交通事故を起した場合、もろこは區に共同体の特徴の機關が他人所有の車の運転に連絡を開始し損害を訴へた、といひもいだ場合などはいれど入るんじよながい。

(△) ハの着難だ、連絡が入りあづけに輸送田シヤの機関が運送機がまへる不可解なロジカルな問題が生じるやうだ。所らへ事属管轄のものとくれば。

J.T. Lange, The Common Market and Common Law, 1966, p. 19.

(△) A. Parry and S. Hardy, ibid. p. 417, 1-55 case, 43, 45 & 48-59 case, 44-59 case

(□) Valentine, ibid. p. 316

(△) Neil Elles, Community Law Through The Cases, 1973, p. 283.

(△) 例)輸送所が申込人の証明書等の職務の復讐や懲戒した場合はアホ、職業による損害賠償請求権を認めたものトシタ' 23-69 Fiehn v Commission, Rec. XVI 547, 560, Campbell, ibid. v. 3 p. 380.

四

スナリモリ、例)輸送所の管轄ヒツハムタヌ、ハの遅延シムル時ハクモ Jurisdiction の内容を凝縮シ、一六九条、一七〇条、一七四条、一七七条の管轄による判決はわが国においては実効性あるとの法の確定のための重要な要素としての意味をもつてゐる。一七二条管轄は刑事判決ヒツハルハルスルハムかハ、わが昭和一〇〇条になつむゆのハ

しては、一八一条、一七八条、一七九条による判決の若干のものがあるにすぎないことが明らかになった。⁽¹⁾ ただ承認のためには民訴二一〇〇条の民事判決としての内容を備うことのほかに、同条の個々の要件を備えることが必要であることはいうまでもない。⁽²⁾⁽³⁾ 本稿は民訴二一〇〇条全般の論点を扱うことを意図するものではないから、EC裁判所判決承認につき特に生じる論点のみを挙げれば次の諸点が問題となろう。

その一は、同条第一号の、いわゆる間接的一般管轄権が認められるかの問題である。条約一八一条の共同体のための契約に関する管轄は、内容的には合意管轄であることは前述したところであり、直接的一般管轄権と間接的一般管轄権は本来同一の法則によって律すべきであるとする立場に立てば、⁽⁴⁾ 合意管轄、あるいは応訴管轄が認められることとなる。⁽⁵⁾ 一七八条、一七九条は、前述のごとく適用法規ならびに事件の特質上、EC裁判所の立場から専属管轄とするものであり、わが国際民事訴訟法の立場からもEC裁判所に専属管轄を認めることが妥当である。

その二是、同条第四号の「相互ノ保証アルコト」である。これについては、判決国のが国との判決に対する態度がわが国の外国判決に対する態度と同程度もしくはより寛大であることを要求するものと解する説と、判決国のが国の判決の承認・執行のための条件がわが民事訴訟法第二一〇〇条等の条件と重要な点において同じであれば足りると解する説がある。⁽⁶⁾ いずれの立場を探るにしても、EC裁判所では外国判決の承認の規定はないことからすれば、一八一条、一七八条、一七九条の管轄のいかんにかかわらずわが国では承認されないとことになる。⁽⁷⁾ ただこの通説的理論については、若干の疑義が生じないではない。まず一八一条の管轄は、前述のごとく合意管轄としての本質をもつてあるが、元来契約については準拠法についても量的無制限説、すなわち実質的関連性のない法を準拠法として指定することが認められ、またその解決方法についても自治的な仲裁になじむことが認められ、いわば国家権力と隔

離せられた自治的な解決が許されるという特質が認められる。特にE.C.共同体は、条約一九二一条によつての執行を加盟国に委ねていくことから、通常執行の前提となる外国判決の承認の制度をもち得ないのであり、この点商人的機関の仲裁判断の承認につきその相手方における承認・執行を求めるとの不适当性と同様のことがいわれよう。このよくな法律関係の特質および裁定機関の特殊性から「相互ノ保証」の要件は適用すべきでないと考える。次に条約一七八条及び一七九条による判決はわが国際民事訴訟法からも専属管轄と考えられる。この点についても定説と異なり、一般的に、専属管轄については「相互ノ保証」の要件は適用されないと考えたい。元来わが国の国際民事訴訟法の立場から、特定国家との公益的結合関係、あるいは会社設立無効の訴のどとき事物の性質上、その国の裁判管轄以外の管轄を完全に排斥する觀念を設定した以上、わが公序良俗の違反の場合はどうかく、他の要件でその管轄を否定することは、時には対世的効力をも認むべき重要な訴訟につき國際的裁判拒絶をあたふこととなる。従つて事物の性質によく専属管轄が認められる場合には、「相互ノ保証」の要件を適用すべきでないと解する立場に立てば、同様に承認の可能性が認められるといふことになる。

- (一) なや、一八二一条管轄だ、国際司法裁判所の判決の效力を当事者國、または第三國やいかなる範囲で認めゆるかといふ困難な問題じゆゆ、
Christoph H. Shreer, *The Implementation of International Judicial Decisions by Domestic Courts*, *The International and Comparative Law Quarterly*, v. 24, part 2, 1975, p.153 に見られるといふへ各國の判例も々れるといふであるが、本稿ではその検討を別に纏めて置いた。
(二) 一〇〇条の適用について、歐州共同体がそこには「外國と該当するか否かの問題があら」。歐州共同体法の研究に常につきまとつて重要な問題であり、例えば一九三一年の國家の権利及び義務に関するモンテビデオ条約第一条「国際法上の人格」についての規定は、次の資格すなわち、(一) 永久的住民、(二) 明確な領域、(三) 政府及び(四) 他國と關係を取り結ぶ能力をもたなければならぬ」と(横田・高野編・国際条約集第三版、四二二頁)のじとある国家観念を適用する場合、当然一〇〇条の適用はないなし。D. Lasok and J.W.

国際私法事件における欧州共同体裁判所判決の効果

Bridge, ibid. p.22. しかし、共同体法が単なる条約でもなく、また国家法でもない独自の完結的法体系として実効性をもつことは次第に確定的に認められてくるところであり、第三者的に見ればやや特異ながら連邦法類似のものが存在してくると解すべきである（岡本・欧州共同体法とその準拠法資格」第二章参照、同志社法学（未刊））、また二〇〇条は、国家裁判所と同程度の拘束性が実現している裁判所を包含する条解すべきであるとするならば、二〇〇条の承認の対象となることを認むべきである。なお「外国仲裁判断の承認及執行に関する条約」（昭三六・条約一〇）一一条参照。

(3) 池原季雄・国際私法、三八七頁（経営法医学全集第一〇巻、昭四一）。なお、江川「外国判決の承認」（法協五〇巻一号）、同「国際私法における裁判管轄権」（法協六〇巻一号）、矢ヶ崎「外国判決の承認並びにその条件に関する一考察」（国際法外交雑誌六〇巻一号）など参考。

(4) 池原・前掲書三八三頁。尤も私見は、間接管轄の基準は、本案の性質上合理的である場合は、直接管轄と異なると解する。

(5) 池原季雄・平塚真、涉外訴訟における裁判管轄、一一三頁（実務民事訴訟法講座六巻、昭四六）。

(6) 池原教授は、前説を判例・学説の多数の認めるところであるとし、教授自身は、江川教授と共に後説を探られる。池原・国際私法、経営法全集二〇巻、三八八頁。

(7) 「相互ノ保証」の要件を適用する立場に立つ場合には、更にEC裁判所自体に承認の制度を必要とする理論や、EC裁判所は条約一九二条により執行を国内機関および国内民事訴訟法に委ねていることからも執行の前提たる判決承認は構成國の全部あるいは多數国でなされなければならないとする理論などが考えられよう。

五

以上にみるとEC裁判所の判決は、判決と名付けられるものの、多くはわが国においてはその地における準拠法としての実効性についての判断の要素となるものであり、しかもそれが多くは経済行政法規であることからしてそこの地の債務強行法規の民事的效力をわが国においても認めるという前提に立ってのみ意味をもち、また民事判決となすべき判決についても、「相互ノ保証」につき定説と甚だ異なる立場に立たねば承認の可能性がなく、また事件そ

のものもわが国との関連性が少ないことが考えられる。その意味では、現状ではないとか実用的価値に薄い問題ではあるが、将来への発展を続ける欧州共同体の現状からしてその裁判所判決がわが国際私法事件に対してもつ関連性につき、敢て結論を求めたものである。

(昭和五〇年一一月一三日稿)